Makuake

株主の皆さまへ

株主総会当日における株主さまご自身の体調等をご勘案の上、ご来場いただきますようお願いします。

また、お土産のご用意はありません。

第14期
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

2026年12月17日（木曜日）午後２時
［受付開始　午後１時30分予定］

開催場所

東京都港区赤坂一丁目８番１号 赤坂インターシティAIR４階
赤坂インターシティコンファレンス the AIR（2/3）

目次

第14期定時株主総会招集ご通知…… 5
株主総会参考書類…… 8
事業報告…… 22
計算書類…… 36
監査報告書…… 38

株式会社マクアケ　証券コード 4479

マクアケは、新商品が「生まれ、広がり、残る」までを支える企業へと進化しています

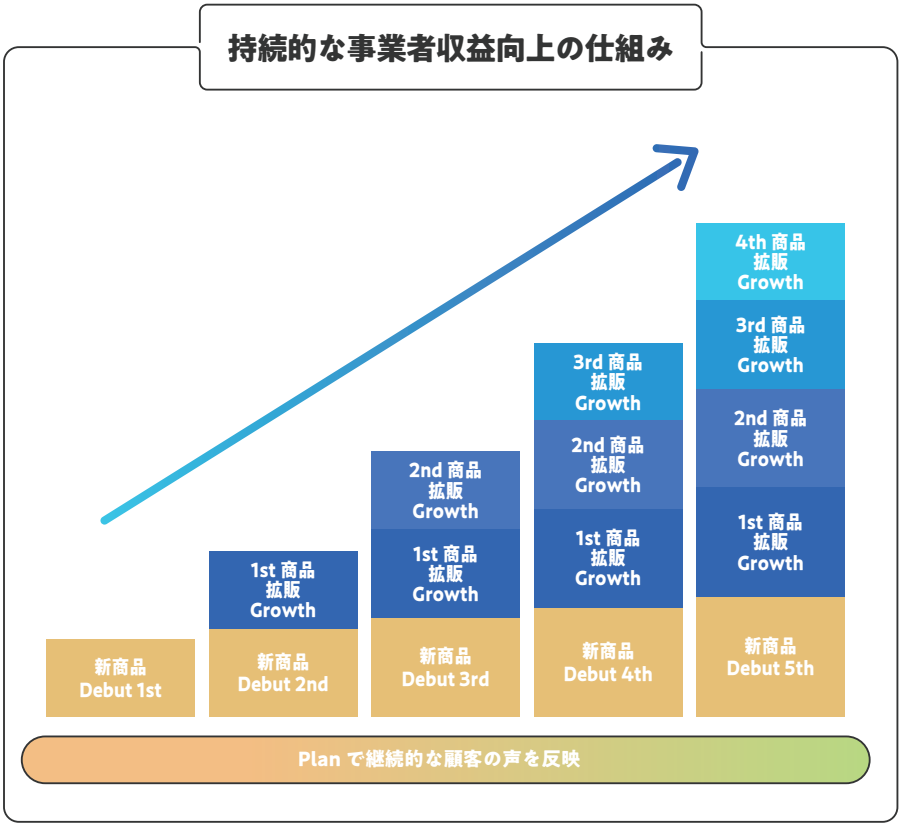
マクアケが展開する事業

「Makuake」にて新商品やサービスのデビューを支援するのみならず
企画開発段階（Plan フェーズ）や一般販売段階（Growth フェーズ）における課題解決を支援し、
事業者の更なる挑戦と事業成長を継続的にサポートします。



これまで当社は、新商品が世の中に登場する場としてご認識いただくことが多くありました。現在は、商品が生まれる前の「企画（Plan）」からデビュー後の「拡販（Growth）」に至るまで支援領域を拡大しています。
「Makuake インサイト」で生活者の声や行動データから商品及び販売を企画し（Plan）、「Makuake」で新商品デビューと同時に初期顧客を獲得（Debut）、「Makuake STORE」で販売を継続する（Growth）。この３つのプロセスをつなぐ循環を、当社では「PDG サイクル」と呼んでいます。事業者の方はこのサイクルを繰り返すことで、一過性のヒットに終わることなく定番商品を積み上げていくことが可能となります。
当社は、「PDG サイクル」を通して事業者の継続的な成長に伴走するとともに収益基盤の安定と更なる成長を実現していきます。

PDG サイクルの循環を続けることで定番商品と収益が積みあがる構造に



株主の皆さまへ

Vision

生まれるべきものが生まれ
広がるべきものが広がり
残るべきものが残る世界の実現

Mission

世界をつなぎ、
アタラシイを創る



平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。当社の第14期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。
2026年９月期は、事業成長と収益性の向上を両立し、次の成長への土台を強くする一年となりました。
創業以来、私たちは新商品や新サービスの創出に挑戦する事業者と向き合い続けてきました。その中で、一般販売に先立ち商品を世の中に送り出す「０次流通市場」という独自の切り口で市場を見出し、Makuakeはその中におけるポジションを確立してきました。
一方で、生活者の購買行動も、テクノロジーの進化に伴い大きく変化しています。だからこそ私たちは、０次流通市場で築いたポジションを更に大きくしつつ、その強みを持って流通市場全体を見渡し、時代の変化に沿った更なる独自の切り口で新たな市場を見出します。そして、当社が生み出す新型流通事業によって、流通市場全体でのポジションを更に拡張していきます。
この市場ポジション変革への挑戦を、私自身、経営における重要な責任と捉え、強くコミットしてまいります。そして、この挑戦を持続的な成長と企業価値の向上につなげ、株主の皆さまの期待に応えていきたいと考えています。
よい商品やサービスを生み出しても、世の中に広げる手段を持てない事業者は数多く存在します。そうした挑戦者が生活者と出会い、販売を続け、次の挑戦へ進める。その循環を支える流通の仕組みをつくることが、私たちの役割です。
新しい流通の形をつくり、挑戦する事業者の背中をこれまで以上に強く押す。我々が提供できることを増やすことが、世の中をより便利に、より豊かにする新商品や新サービスを増やすことにつながると信じています。
「生まれるべきものが生まれ 広がるべきものが広がり 残るべきものが残る世界の実現」に向け、次の流通構造をつくる挑戦を進めてまいります。引き続き、株主の皆さまのご支援を賜りますようお願い申し上げます。

中山からの
メッセージ動画

代表取締役社長　中山　亮太郎

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
当社の定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。
2026年９月期、当社は経営変革を更に進め、収益構造の改善と事業基盤の強化に取り組んでまいりました。そして2027年９月期以降、当社の経営は「収益基盤の再構築」から「成長を再加速させるフェーズ」へと移行する重要な局面にあります。
マクアケは創業以来、「まだ世の中にないもの」を生み出そうとする挑戦者と、「新しいものに出会い、応援したい」と考える生活者をつないできました。数多くの挑戦がMakuakeから生まれ、その後、世の中へと広がっていく過程を支えてきたことは、私たちにとって大きな財産です。
そして、私たちが目指しているのは、「新商品をデビューさせる場所」にとどまらず、挑戦者の事業成長を継続的に支える存在へと進化することです。Makuakeに蓄積されてきた購買実績や独自の顧客行動情報、事業者と生活者とのつながり、そしてAIをはじめとする新しいテクノロジーを活用しながら、新商品やサービスの企画からデビュー、拡販、その先の事業成長までを一貫して支える仕組みをつくってまいります。
私たちが掲げる「生まれるべきものが生まれ 広がるべきものが広がり 残るべきものが残る世界」というビジョンの実現と、企業としての持続的な成長、そして企業価値の向上を両立させることが、私たちの目指す経営です。
これからの大きな成長に向け、経営変革への取り組みを更に前進させてまいります。
引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

木内からの
メッセージ動画

代表取締役　木内　文昭

株 主 各 位

証券コード 4479
2026年11月20日
（電子提供措置の開始日2026年11月19日）
東京都目黒区青葉台三丁目１番12号

株式会社マクアケ

代表取締役社長　**中山　亮太郎**

第14期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第14期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第14期定時株主総会招集ご通知」及び「第14期定時株主総会その他の電子提供措置事項（交付書面省略事項）」として電子提供措置事項を掲載しています。

当社ウェブサイト　https://www.makuake.co.jp/ir/information/shareholdersmeeting/

東証ウェブサイト　https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

（東証上場会社情報サービス）　上記ウェブサイトにアクセスして、当社名または証券コード（4479）を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットにより事前に議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、６頁及び７頁に記載のご案内に従って、2026年12月16日（水曜日）午後７時00分までに議決権を行使くださいますようお願いします。

敬　具

記

1 日　時	2026年12月17日（木曜日）午後２時（受付開始：午後１時30分予定）
2 場　所	東京都港区赤坂一丁目８番１号 赤坂インターシティAIR４階 赤坂インターシティコンファレンス the AIR（２/３）
3 目的事項	報告事項　第14期（2025年10月１日から2026年９月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件 決議事項　第１号議案　剰余金の処分の件 第２号議案　監査等委員でない取締役６名選任の件 第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件 第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件 第５号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件
4 議決権行使についてのご案内	６頁及び７頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以　上

- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正前後の内容を掲載させていただきます。
- 電子提供措置事項の内、「新株予約権等の状況」「会計監査人の状況」「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」については、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、株主さまにお送りする書面には記載していません。なお、当該書面は監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部です。

議決権行使についてのご案内

議決権は、３つの方法により行使いただくことができます。

インターネットを通じて議決権を行使される場合

７頁に記載のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限
2026年12月16日（水曜日）
午後７時00分まで



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。（下記の行使期限までに到着するようご返送ください）
議決権行使書面において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限
2026年12月16日（水曜日）
午後７時00分到着分まで



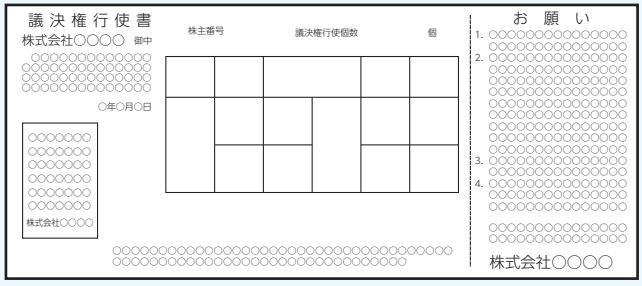
株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日時
2026年12月17日（木曜日） 午後２時 （受付開始：午後１時30分予定）

議決権行使書のご記入方法



第１号・第４号・第５号議案について
- 賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 反対の場合 ≫ 「否」の欄に○印

第２号・第３号議案について
- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

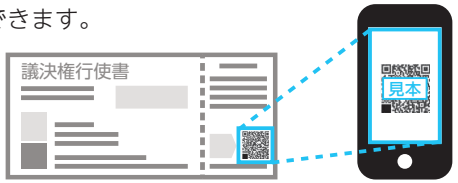
インターネットによる事前の議決権行使のご案内

スマートフォン等による「スマート行使®」の手順

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

STEP 1 QRコード®を読み取る

同封の議決権行使書用紙に記載の「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



スマート行使®による方法での議決権行使は1回に限ります。行使内容を修正される場合には、下記の「パソコンによる議決権行使の手順」をご確認ください。

STEP 2 画面の案内に従って賛否をご入力ください

パソコンによる議決権行使の手順

STEP 1 ウェブサイトへアクセス

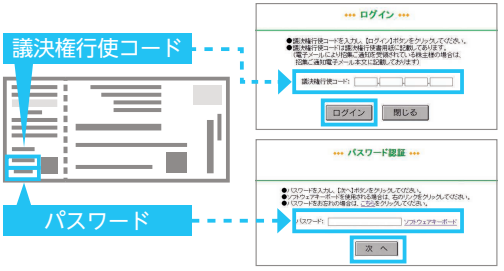
議決権行使ウェブサイトURL：**https://www.web54.net**（ウェブ行使）

STEP 2 「議決権行使コード」を入力してログイン

「議決権行使コード」は、同封の議決権行使書用紙に表示されています。

STEP 3 「パスワード」を入力して次へ

「パスワード」は、同封の議決権行使書用紙に表示されています。



パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。

STEP 4 画面の案内に従って賛否をご入力ください

議決権行使のお取扱いについて

(1) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いします。
(2) インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いします。
(3) インターネットを通じて議決権を行使する際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

株主総会参考書類

第１号議案　剰余金の処分の件

第14期の期末配当については、当期の業績、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保等を総合的に勘案し、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項
（１）配当財産の種類
　　金銭
（２）配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　　当社普通株式１株につき金14円　総額178,758,622円
（３）剰余金の配当が効力を生ずる日
　　2026年12月18日

第２号議案　監査等委員でない取締役６名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役４名全員が任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため取締役を２名増員し、監査等委員でない取締役６名（うち社外取締役２名）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、当社では、取締役の指名について公正性及び透明性を確保するため、取締役会の任意の諮問機関であり半数以上を社外取締役で構成する指名諮問委員会を設置しており、取締役会は、指名諮問委員会に諮問した上で取締役候補者を決定しています。また、監査等委員会は、各候補者が当社の取締役として適任であると判断しています。

監査等委員でない取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏　名		現在の当社における地位	取締役在任年数（本総会終結時）	2026年９月期の取締役会出席状況
1	木内（きうち）　文昭（ふみあき）	再任	代表取締役	13年７か月	100%（13回）
2	中山（なかやま）　亮太郎（りょうたろう）	再任	代表取締役社長	13年７か月	100%（13回）
3	松岡（まつおか）　宏治（こうじ）	新任	常務執行役員	—	—
4	石田（いしだ）　裕子（ゆうこ）	新任	—	—	—
5	勝屋（かつや）　久（ひさし）	再任 社外 独立	社外取締役	８年９か月	100%（13回）
6	長谷川（はせがわ）　創（はじめ）	新任 社外 独立	—	—	—

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1



再　任

木内　文昭（きうち　ふみあき）（1979年２月19日生）

所有する当社の株式数… 256,000株
担当…… プロジェクト推進本部、マーケティング本部、コーポレート本部、リスク統括本部、開発本部

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2002 年 4月　株式会社リクルートスタッフィング入社
2007 年10月　株式会社イノベーション入社
2009 年 1月　株式会社サイバーエージェント入社
2013 年 5月　当社取締役
2023 年 4月　公益社団法人経済同友会 幹事（現任）
2024 年12月　当社代表取締役（現任）

取締役候補者とした理由

木内文昭氏は、2013年５月の当社設立以来、共同創業者として、またMBA修了により培った見識をもとに、新規事業開発部門、経営管理部門及びデータ戦略部門の担当役員として成長をけん引してきました。2024年12月に当社代表取締役に就任後は、展開サービスの推進を統括し、事業成長をリードしています。今後も、コーポレート及び事業における同氏の豊富な経験と高い見識により、当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 2



再　任

中山　亮太郎（なかやま　りょうたろう）（1982年４月11日生）

所有する当社の株式数…444,500株
担当…… 特命推進室、内部監査室、グロース本部

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2006 年 4月　株式会社サイバーエージェント入社
2010 年10月　株式会社サイバーエージェント・ベンチャーズ出向
2013 年 5月　当社代表取締役社長（現任）
2018 年 6月　一般社団法人ベンチャー型事業承継 理事（現任）

取締役候補者とした理由

中山亮太郎氏は、2013年５月の当社設立以来、代表取締役として当社の経営の指揮を執り、Makuakeの事業展開をはじめ、当社の企業価値の向上に貢献してきました。また、特命推進室及び内部監査室の担当役員として、重要施策の推進とガバナンス強化を主導し、事業推進と内部統制の両面から組織をけん引しています。今後も、同氏がもつ創業者としての理念とリーダーシップにより、当社の更なる成長と企業価値の向上に貢献が期待できると判断し、引き続き取締役候補者としました。

候補者番号 3



新　任

松岡（まつおか）　宏治（こうじ）

（1992年４月23日生）

所有する当社の株式数…… ０株
担当……プロジェクト推進本部

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2015 年 ４月　株式会社フォトクリエイト入社
2016 年 ８月　当社入社
2022 年10月　当社執行役員
2025 年10月　当社常務執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

松岡宏治氏は、2016年の当社入社後、関西支社をはじめとする複数の地方拠点の立ち上げを主導し、全国規模での事業基盤の拡大に大きく貢献してきました。また、当社の中核であるキュレーター部門の責任者を務め、実行者及びサポーター双方の価値最大化とサービス成長を力強くけん引してきました。近年は執行役員及び常務執行役員等の要職を歴任し、事業全体の責任者として卓越したリーダーシップを発揮しています。同氏が培ってきた当社事業に対する深い知見と強力な事業推進力を、今後の経営戦略の立案及び持続的な企業価値の向上に活かしていただくため、新たに取締役候補者としました。

候補者番号 4



新　任

石田（いしだ）　裕子（ゆうこ）

（1981年７月15日生）

所有する当社の株式数…… ０株
担当…… —

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2004 年 ４月　株式会社サイバーエージェント入社
2013 年 ２月　株式会社パシャオク 代表取締役
2014 年 ９月　株式会社Woman&Crowd 代表取締役
2016 年10月　株式会社サイバーエージェント 執行役員
2020 年12月　同社 専務執行役員（現任）
2025 年12月　同社 取締役（現任）

取締役候補者とした理由

石田裕子氏は、株式会社サイバーエージェントにおいて事業部門の統括やグループ会社の経営トップとして豊富な事業推進の実績を残すとともに、人事本部責任者として全社的なコンプライアンス強化や人事制度の刷新、女性活躍推進等、人的資本を重視した経営の推進において多大な実績を挙げています。当社においても、同氏の経営者としての豊富な経験と、組織開発に関する高い専門性を当社の経営に反映していただくことで、当社の経営基盤の更なる強化と人的資本の最大化を図り、当社独自の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に大きく貢献いただけるものと判断し、新たに取締役候補者としました。

候補者番号 5



再任　社外　独立

勝屋　久（かつや　ひさし）

（1962年４月11日生）

所有する当社の株式数…… 500株
担当…… —

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1985 年 4月　日本アイ・ビー・エム株式会社入社
2000 年 4月　IBM Venture Capital Group パートナー日本代表
2010 年 8月　勝屋久事務所設立 代表（現任）
2010 年10月　株式会社クエステトラ 社外取締役（現任）
2012 年11月　ビジネス・ブレークスルー大学 客員教授（現任）
2014 年 3月　株式会社アカツキ 社外取締役（現任）
2014 年 5月　福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議（現：福岡県未来ITイニシアティブ理事会） 理事（現任）
2018 年 3月　当社社外取締役（現任）
2018 年 4月　エーゼロ株式会社（現：株式会社エーゼログループ） 社外取締役（現任）
2023 年12月　ジオフラ株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

勝屋久氏は、外部の豊富な経験と見識による経営戦略並びに経営体制の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスのより一層の強化を目的として、社外取締役候補者としています。特に、組織開発や企業文化における知見及び外部での豊富な経験と高い見識・専門性から、監督、助言をいただいています。また、指名諮問委員及び報酬諮問委員として取締役の評価・報酬の審議やコーポレート・ガバナンス体制の向上にも関与しています。当社の経営体制の更なる強化のため、引き続き社外取締役候補者としました。

候補者番号 6



新任　社外　独立

長谷川　創（はせがわ　はじめ）

（1971年４月26日生）

所有する当社の株式数…… 0株
担当…… —

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1995 年 4月　郵政省（現：日本郵政株式会社）入省
1997 年 4月　株式会社ベクトル入社
2001 年 5月　同社 取締役
2004 年 5月　株式会社ベクトルスタンダード（現：株式会社アンティル） 設立代表取締役
2015 年 9月　維酷公共関係諮問（上海）有限公司 董事長
2017 年 5月　株式会社PR TIMES 取締役
2020 年 5月　株式会社ベクトル 代表取締役社長
2022 年 3月　同社 取締役副社長
2023 年 5月　同社 取締役副社長グループCOO
2023 年11月　株式会社TWOSTONE&Sons 社外取締役
2025 年11月　同社 取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

長谷川創氏は、東証プライム上場企業において長年にわたり代表取締役社長をはじめとする要職を務め、同社を業界トップクラスへと成長させる過程で、グループ全体の経営戦略の統括、M&A戦略の実行、並びにグローバル展開を主導してこられ、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しています。同氏には、上場企業のトップマネジメントとしての高い専門性と知見を活かし、客観的な立場から当社の経営全般に対する有益な助言をいただくとともに、取締役会の適切な監督機能を果たしていただくことを期待し、新たに社外取締役候補者としました。

（注）1. 候補者松岡宏治氏及び石田裕子氏は、新任の取締役候補者です。また、候補者長谷川創氏は、新任の社外取締役候補者です。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 木内文昭氏、中山亮太郎氏及び石田裕子氏の過去10年間及び現在の親会社及び当該親会社の子会社における業務執行者としての地位及び担当については、「略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）」に記載のとおりです。
4. 社外取締役候補者勝屋久氏は現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって８年９か月です。
5. 勝屋久氏は社外取締役候補者であり、当社は、勝屋久氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額です。本議案が承認され、勝屋久氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定です。また長谷川創氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定です。
6. 当社は、会社法第430条の３第１項の規定に基づき、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており保険料は全額会社負担としています。当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしています。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。
7. 当社は、勝屋久氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定です。また長谷川創氏の選任が承認された場合、同氏も独立役員となる予定です。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査等委員である取締役３名全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役３名（うち社外取締役３名）の選任をお願いしたいと存じます。

なお、当社では、取締役の指名について公正性及び透明性を確保するため、取締役会の任意の諮問機関であり半数以上を社外取締役で構成する指名諮問委員会を設置しており、取締役会は、指名諮問委員会に諮問した上で取締役候補者を決定しています。また、本議案については、監査等委員会の同意を得ています。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。

候補者番号	氏　名		現在の当社における地位	取締役在任年数（本総会終結時）	2026年９月期の取締役会出席状況
1	ふじわら　くみこ 藤原　久美子	新任　社外　独立	—	—	—
2	くしだ　のりあき 串田　規明	再任　社外　独立	社外取締役 (監査等委員)	６年	100%（13回）
3	おおやま　はるき 大山　陽希	再任　社外　独立	社外取締役 (監査等委員)	６年	100%（13回）

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1



新任　社外　独立

藤原（ふじわら）　久美子（くみこ）

（1975年10月3日生）

所有する当社の株式数…… 0株
担当…… —

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2000 年10月　朝日監査法人（現：有限責任あずさ監査法人）入所
2004 年 5月　公認会計士登録
2008 年 7月　藤原公認会計士事務所設立（現任）
2021 年11月　and factory株式会社 常勤社外監査役
2022 年10月　スプリームシステム株式会社（現：株式会社GROWTH VERSE）　社外監査役
2023 年 9月　フィーチャ株式会社 社外監査役（現任）
2023 年11月　and factory株式会社 社外取締役（監査等委員）
2023 年12月　株式会社ロジレス 社外監査役（現任）
2024 年 5月　株式会社ネオキャリア 社外監査役（現任）
2024 年12月　株式会社東陽テクニカ 社外監査役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

藤原久美子氏は、公認会計士として高い専門性をもつほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。このため、当社は、同氏が監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待し、新たに監査等委員である社外取締役候補者としました。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。

候補者番号 2



再任　社外　独立

串田（くしだ）　規明（のりあき）

（1975年11月11日生）

所有する当社の株式数…… 0株
担当…… —

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2004 年10月　株式会社シーエー・モバイル（現：株式会社CAM）入社
2014 年12月　弁護士登録　加藤・西田・長谷川法律事務所入所
2017 年 2月　法律事務所スタートライン 代表（現任）
2017 年 4月　当社社外監査役
2018 年10月　株式会社東京通信（現：株式会社東京通信グループ）　社外監査役
2020 年12月　当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2022 年 3月　株式会社東京通信（現：株式会社東京通信グループ）　社外取締役（監査等委員）（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

串田規明氏は、弁護士として高い専門性をもつほか豊富な経験と高い見識を有しています。このため、当社は、同氏が監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して引き続き監査等委員である社外取締役候補者としました。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しています。

候補者番号 3



再任 社外 独立

大山 陽希（おおやま はるき）（1978年９月29日生）

所有する当社の株式数…… ０株
担当…… ―

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

2001 年 ４月　株式会社ヤナセ入社
2005 年12月　監査法人トーマツ（現：有限責任監査法人トーマツ）入所
2014 年 １月　大山総合会計事務所 代表（現任）
2014 年 ６月　ユナイテッド＆コレクティブ株式会社 社外監査役
2017 年 ４月　当社社外監査役
2018 年10月　株式会社アイデンティティー 監査役
2018 年12月　株式会社はなまる 監査役
2020 年12月　当社社外取締役（監査等委員）（現任）
2023 年12月　株式会社oy&co. 代表取締役（現任）
2025 年 ５月　株式会社ギミック 社外監査役（現任）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大山陽希氏は、公認会計士として高い専門性をもつほか、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。このため、当社は、同氏が監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して引き続き監査等委員である社外取締役候補者としました。

（注）1. 候補者藤原久美子氏は、新任の社外取締役候補者です。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 社外取締役候補者申田規明氏及び大山陽希氏は現に当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任してからの年数は、本株主総会終結の時をもって両氏ともに６年です。
4. 藤原久美子氏、申田規明氏及び大山陽希氏は社外取締役候補者です。当社は、申田規明氏及び大山陽希氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結しています。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額です。本議案が承認され、申田規明氏及び大山陽希氏が再任された場合は、当該契約を継続する予定です。また藤原久美子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定です。
5. 当社は、会社法第430条の３第１項の規定に基づき、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており保険料は全額会社負担としています。当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしています。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しています。
6. 当社は、申田規明氏及び大山陽希氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ています。また、申田規明氏及び大山陽希氏の再任が承認された場合、当社は申田規明氏及び大山陽希氏を引き続き独立役員とする予定です。また藤原久美子氏の選任が承認された場合、同氏も独立役員となる予定です。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役１名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本選任の効力については、その就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとします。また、本議案については、監査等委員会の同意を得ています。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりです。



社外　独立

大寺（おおでら）　正敏（まさとし）（1960年10月28日生）

所有する当社の株式数…… ０株
担当…… ―

略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）

1983 年 4月	株式会社東京銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行）入行
2002 年 9月	三菱証券株式会社（現：三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社）入社 商品開発企画部長
2009 年 6月	三菱UFJ証券株式会社（現：三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社） 執行役員
2012 年 6月	三菱UFJ証券ホールディングス株式会社 執行役員
2012 年 6月	モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社 取締役
2014 年 6月	三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社 常勤監査役
2020 年 8月	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社 顧問
2020 年11月	**アルジェブリス・インベストメンツ株式会社 非常勤監査役（現任）**
2020 年11月	日精エー・エス・ビー機械株式会社入社 内部監査室長
2021 年12月	同社常勤監査役
2025 年 1月	モノグサ株式会社 常勤監査役
2026 年 1月	**Kroll Bond Rating Agency Japan KK 非常勤監査役（現任）**
2026 年 9月	**モノグサ株式会社常勤社外取締役（監査等委員）（現任）**

補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割

大寺正敏氏は、長年にわたり大手金融機関に在籍し、監査業務をはじめとする幅広い分野において豊富な経験と高い見識を有しています。このため、当社は、同氏が補欠の監査等委員である社外取締役として適任であると判断し、その深い知見に基づく助言、牽制を期待して補欠の監査等委員である社外取締役候補者としました。

（注）1. 大寺正敏氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 大寺正敏氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者です。
3. 大寺正敏氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合、当社は同氏との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を法令で定める額とする責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する最低責任限度額です。
4. 当社は、会社法第430条の３第１項の規定に基づき、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており保険料は全額会社負担としています。当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしています。大寺正敏氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
5. 大寺正敏氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合は、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定です。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対するストック・オプション報酬額及び内容決定の件

Ⅰ　提案の理由及び当該報酬を相当とする理由

当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下同じです。）に対する報酬は、2020年12月10日開催の第８期定時株主総会において、取締役に対する金銭報酬として、報酬額を年額２億円以内（うち社外取締役分年額1,200万円以内）（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とすることをご承認いただき、今日に至っています。

このたび、当社の業績及び企業価値向上に対する意欲や士気を高め、より一層株主の皆さまの利益を重視した業務展開を図ることを目的として、従来の金銭報酬の額とは別枠にて、当社取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額6,000万円以内とすることにつき、ご承認をお願いするものです。

また、現在の取締役は４名（うち、社外取締役１名）、対象取締役は３名ですが、第２号議案が原案どおり承認可決されました後は、取締役は２名増員し６名（うち、社外取締役２名）となり、対象取締役は４名となります。

なお、当社における取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、32頁の事業報告「(2) 会社役員に関する事項 ④ 取締役の報酬等 イ．取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項」に記載のとおりであるところ、本議案の内容については、当該方針とも合致していることから、相当なものであると考えています。

当社は、中長期的な企業価値の向上に向けて、取締役及び従業員が株主の皆さまと利益意識を共有し、業績や株価に対する貢献意欲を高めることが重要であると考えています。本新株予約権は、新たな経営体制のもとで次の成長ステージに向かうに当たり、資本効率の向上を含む中長期的な企業価値の向上に対するコミットメントを高めることを目的として、対象取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額及び新株予約権の具体的な内容のご承認をお願いするものであり、かかる目的に照らしても、本議案は相当であると考えています。

Ⅱ　議案の内容（本制度における報酬等の額及び内容）

１．ストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額

対象取締役に対してストック・オプション報酬として発行する新株予約権の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、割当てる新株予約権の総数を乗じた額となります。ここでいうところの割当日における新株予約権１個当たりの公正価額の算定については、新株予約権の公正価値の算定のために一般的に利用されている算定方法を用いることとしています。

２．報酬等の内容（ストック・オプションとして発行する新株予約権の具体的な内容）

（１）新株予約権の数

対象取締役に対して各事業年度に係る定時株主総会開催日から１年以内に発行する新株予約権の上限は、800個とする。

（２）新株予約権の目的である株式の種類及び数

対象取締役に対して各事業年度に係る定時株主総会開催日から１年以内に発行する新株予約権の目的である株式の数の上限は80,000株とする。なお、新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割（または併合）の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換または株式交付を行う場合その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うことができるものとする。

（３）新株予約権と引換えに払い込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合には、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分または合併、会社分割、株式交換及び株式交付による新株の発行及び自己株式の交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

更に、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換もしくは株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

（5）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の付与決議の日後２年を経過した日から当該付与決議の日後10年を経過する日までの範囲内で、取締役会が決定する期間とする。

（6）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

（7）新株予約権の行使の条件

① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時において、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。ただし、正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

④ 各本新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

（8）新株予約権の取得に関する事項

① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画もしくは株式移転計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議）がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、上記（7）に定める規定により本新株予約権の行使ができなくなった場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、行使ができなくなった当該新株予約権を無償で取得することができる。

（9）その他の新株予約権の募集事項

その他の新株予約権の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定める。

以　上

（ご参考）
取締役のスキルマトリックス（本総会第２号議案及び第３号議案が承認された場合）

対象議案	氏名	当社における地位（予定）	企業経営	財務・会計・IR	法務・リスクマネジメント	グローバル事業	営業・マーケティング	人事・企業文化創出
第2号議案	木内　文昭	代表取締役社長	○	○	○		○	○
	中山 亮太郎	代表取締役	○	○		○		○
	松岡　宏治	取締役				○	○	
	石田　裕子	取締役	○				○	○
	勝屋　久	社外取締役（独立）						○
	長谷川　創	社外取締役（独立）	○			○	○	○
第3号議案（監査等委員）	藤原 久美子	常勤社外取締役（独立）		○	○			
	串田　規明	社外取締役（独立）			○			
	大山　陽希	社外取締役（独立）		○				

※スキル保有の判定基準

① 事業会社の社内取締役として、実務的な企業経営に携わった経験を有すること

② 当該機能を統括・執行する本部長、もしくはこれに準ずる役職でのマネジメント経験を有すること

③ 経営目線から自身の知見や専門知識を発揮し、経営基盤の強化や事業成長に直接寄与した実績を有すること

事業報告（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

1 会社の現況に関する事項

（1）当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当社は、「生まれるべきものが生まれ 広がるべきものが広がり 残るべきものが残る世界の実現」というビジョンのもと、「世界をつなぎ、アタラシイを創る」をミッションに掲げ、世にない新しいものを提供するプロジェクト実行者（事業者）と新しいものや体験を作り手の想いや背景を知った上で応援の気持ちを込めて購入するプロジェクトサポーター（生活者）をつなぐ応援購入サービスMakuakeを中心に事業を展開しています。

また、付随サービスとして

・Makuakeにおける応援購入金額の拡大をサポートする広告配信代行
・プロジェクトサポーターが安心して応援購入できる場や機会を提供する安心システム制度
・Makuakeでの新商品デビュー後プロジェクトページをそのまま利用し、継続的に商品を販売する Makuake STORE
・楽天市場・Yahoo!ショッピング・TikTok Shopといった大手ECモールへの出店・販売・プロモーション・物流を代行し、プロジェクト実行者の持続的な事業成長を支援する Makuake STORE for ECモール
・生活者の声とデータを活用した事業者向けリサーチサービスMakuakeインサイト
・全国各地の様々な業態のパートナー企業と連携しMakuake発の商品をリアル店舗で展示・販売する Makuake SHOP

等を提供しています。

当事業年度（2025年10月１日～2026年９月30日）におけるわが国経済は、雇用や所得環境の改善を背景に緩やかな回復基調で推移しました。一方、継続的な物価上昇に加え、米国の通商政策や中東情勢をめぐる不透明感、金融資本市場の変動等が家計及び企業活動の下振れ要因となる懸念は依然として残っています。

当社を取り巻く市場環境としては、物価高を背景とした生活者の節約志向が根強く続く一方で、画一的なマス商品ではなく、独自性やストーリーのある商品を厳選して購入する動きも広がっており「消費の二極化」が進んでいます。また、国際情勢の変化を受けてサプライチェーンの見直しが進む中、在庫リスクを抑えながら新商品を投入したいという事業者は多く、量産前のテストマーケティングや需要の見極めに対するニーズは底堅く推移しました。

このような状況のもと、当社は応援購入サービスMakuakeにおいて、家電及びガジェットジャンルを中心に優良なプロジェクト実行者の獲得に注力してきました。新規開拓では、従来のオンライン施策に加え、ジャンル特化型のオフラインイベントや海外イベントへの出展を進め、獲得するプロジェクトの件数と質の双方を高めました。また、リピート実行者の再挑戦を促すため、プロジェクト終了後の振り返り支援を充実

させるとともに、次の新商品開発に向けた戦略提案を行い、継続的な伴走体制を強化しました。
　これらの施策を通じてアクティブプロジェクト件数の増加を図るとともに、提供サービスの拡充とプロジェクト支援の標準化及び最適化を進め、１プロジェクト当たりの応援購入金額（プロジェクト単価）の向上に取り組みました。
　当事業年度においては、優良なプロジェクト実行者の獲得が順調に推移したことに加え、キュレーターによる単価向上支援の体制がより強固になったことで、数億円規模の応援購入金額に達する大型プロジェクトが数多く創出されました。また、更なる成長を狙うプロジェクト実行者による広告配信代行サービスの利用も拡大しました。これに伴い、プロジェクト単価が大幅に向上し、Makuakeサービスを含む全サービスにおける取扱高は前事業年度比30.2％増の22,980,284千円となりました。
　その結果、当社の当事業年度における売上高は5,944,916千円（前事業年度比29.9％増）、営業利益は881,958千円（同97.2％増）、経常利益は888,322千円（同86.9％増）、当期純利益は798,760千円（同96.1％増）となりました。

②　設備投資の状況
　当事業年度において50,446千円の設備投資を実施しました。設備投資の主な内訳は、Makuakeサービスの新機能の追加のための開発に伴うソフトウエア及びソフトウエア仮勘定の41,473千円です。
　なお、当事業年度において重要な設備の除却または売却はありません。

③　資金調達の状況
　ストック・オプションとしての新株予約権の権利行使により、総額4,120千円の資金調達を行っています。

④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
　記載すべき重要な事項はありません。

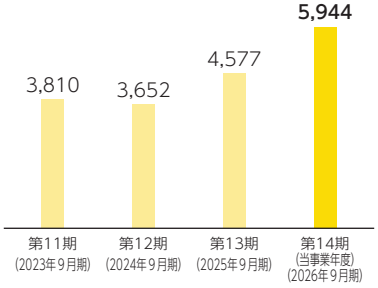
⑤　他の会社の事業の譲受けの状況
　記載すべき重要な事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
　記載すべき重要な事項はありません。

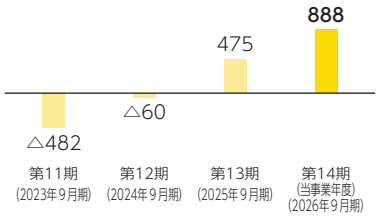
⑦　他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
　記載すべき重要な事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

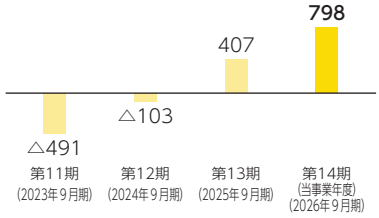
売上高 (単位：百万円)



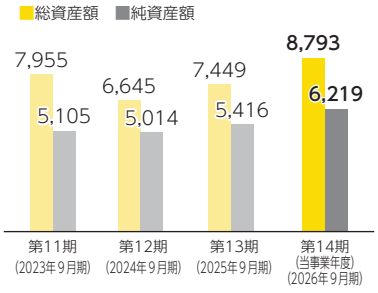
経常損益 (単位：百万円)



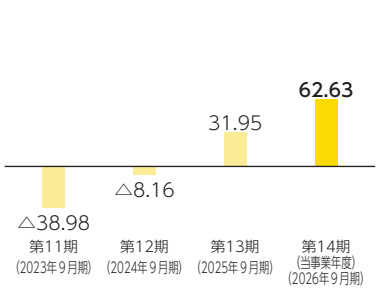
当期純損益 (単位：百万円)



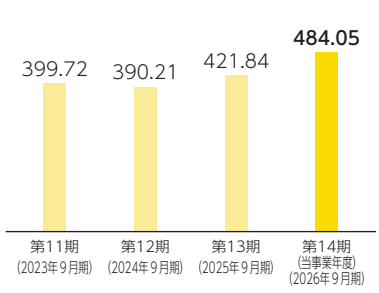
総資産額/純資産額 (単位：百万円)



1株当たり当期純損益 (単位：円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



		第11期 (2023年9月期)	第12期 (2024年9月期)	第13期 (2025年9月期)	第14期 (当事業年度) (2026年9月期)
売上高	(千円)	3,810,185	3,652,808	4,577,997	5,944,916
営業損益	(千円)	△489,032	△62,640	447,263	881,958
経常損益	(千円)	△482,471	△60,223	475,297	888,322
当期純損益	(千円)	△491,076	△103,603	407,256	798,760
1株当たり当期純損益	(円)	△38.98	△8.16	31.95	62.63
総資産額	(千円)	7,955,211	6,645,875	7,449,638	8,793,696
純資産額	(千円)	5,105,816	5,014,519	5,416,509	6,219,390
1株当たり純資産額	(円)	399.72	390.21	421.84	484.05

(3) 重要な親会社及び子会社の状況 (2026年９月30日現在)

① 親会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	当社に対する議決権比率 (%)	当社との関係
株式会社サイバーエージェント	7,749	50.86	役員の兼任 データ分析ツールの運用業務 広告・プロモーション業務

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 親会社等との間の取引に関する事項

2026年９月期において、当社と親会社との取引のうち、「広告・プロモーション業務」は、Makuakeにおける応援購入金額の拡大を目的とした広告配信代行サービスの業務を委託しています。

継続する取引については、他の取引先と同様の市場価格を考慮した一般的な取引条件を勘案し、適正な取引条件の確保に努めています。また、一定金額以上の取引は当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定手続を行っており、意思決定手続の正当性について問題はないものと考えています。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき主な課題は以下のとおりです。

① プロジェクト実行者及びプロジェクトサポーターの定着及び利用サービスの拡大

当社が継続的に成長をするためには、より多くの顧客（プロジェクト実行者及びプロジェクトサポーター）が定着するほか、利用するサービスが拡大することが重要であると認識しています。プロジェクト実行者に対しては、プロジェクト掲載における満足度を高めていくとともに、付随サービスを通じてプロジェクト終了後の商品拡販におけるサポートの強化、Makuakeに蓄積されたプロジェクトサポーターのデータを活用した商品企画から拡販までの支援をすることで定着と利用サービスの拡大を促していきます。プロジェクトサポーターに対しては、応援購入のマイナス体験を可能な限りゼロにしつつ、質がよく、魅力あるプロジェクトの掲載を続けることで体験向上を図るとともに、クーポンやメールマガジンをはじめとする各種CRM施策に加え新機能開発を進め、繰り返しプラットフォームを利用したくなる仕組みを作りプロジェクトサポーターの定着を促進していきます。

② 優秀な人材の確保と育成

当社が今後も継続的に成長するためには、優秀な人材の確保と育成が重要な課題であると認識しています。特にキュレーター人材は、プロジェクト実行者へのサポートを通じて応援購入金額の向上を支援しており、質の高いプロジェクトの掲載において非常に重要な役割を担っています。当事業年度においては、キュレーターのサポートを通じた単価向上支援体制の強化により、大型プロジェクトが数多く創出されました。キュレーター部門のプロジェクトコンサルティング体制は他社が短期間で真似することのできない大きな参入障壁になっているため、国内・グローバル双方においてキュレーター人材を確保し、育成することは当社の人的資本の蓄積につながると考えています。あわせて、提供サービスの拡充に向けたプロダクト開発にも注力し、PDGにおける開発人材の確保と育成を進めていきます。引き続き、適切な採用活動を行うとともに、社内における教育体制の強化に取り組んでいきます。

③ 審査強化、モニタリング体制及び返金制度によるトラブル発生防止への対応

当社は、不適切なプロジェクトによるトラブルの発生を防止し、プロジェクトサポーターが安心して利用できるプラットフォームを持続することが重要な課題であると認識しています。そのため、プロジェクト掲載前の審査体制と掲載から送付までのモニタリング体制を整えるとともに、一定期間内にリターンが未着であり、かつプロジェクト実行者から返金されない場合に当社から返金する制度を設け、トラブルの発生防止に努めています。

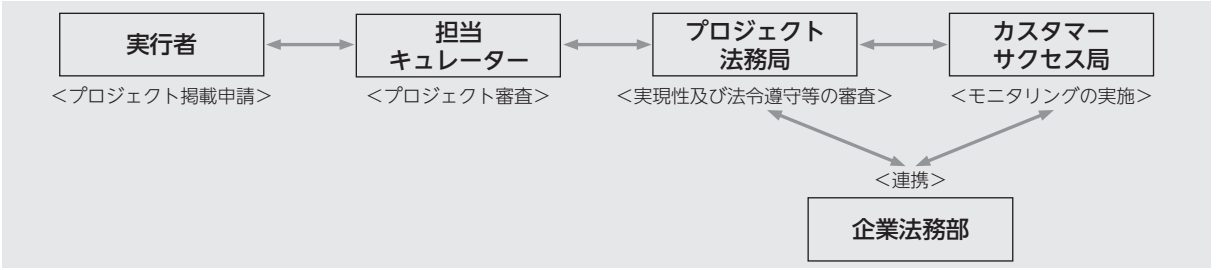
事前の審査は、担当キュレーターによるプロジェクトチェックに加え、プロジェクト法務局の審査専門チームによる審査を併せて実施しています。その前提として、Makuake基本方針及びMakuake品質基準を定め、掲載基準を明確にするとともに、審査項目を定めた社内ガイドライン・マニュアル等を整備しています。全プロジェクトにおいてカテゴリー別の審査項目に基づき、実現性や法令遵守、プロジェクト実行者の評価、リターンにかかる実現可能性等に留意した確認を行うことで、プロジェクトが適切に実行されないリスクの低減を図っています。

プロジェクト掲載から送付までの状況については、カスタマーサクセス局がモニタリングを行い、案件に応じてプロジェクト法務局及び企業法務部と連携することにより、配送が適切に実行されないリスクの低減に取り組んでいます。

また、プロジェクトサポーターがより安心して応援購入を検討できる環境整備の一環として、プロジェクト実行者に対するレビュー機能を拡充し、継続的に改善しています。実際に応援購入したプロジェクトサポーターの具体的な声とそれに対するプロジェクト実行者の対応を可視化することで、応援購入プロセスの透明性を高め、トラブルの発生防止につながるユーザー体験の提供を進めています。

これらの審査体制、モニタリング体制及び返金制度については、今後も見直しを重ね、トラブル発生防止に取り組んでいきます。

（2026年９月期審査・モニタリング体制図）



④　業務の効率化

④－１　プロジェクト審査の効率化

当社は、不適切なプロジェクトによるトラブルの発生を防止し、ユーザーが安心して利用できるプラットフォームであり続けるために、審査の見直しを重ねています。一方で、審査を強化すると工数が増加し、プロジェクト審査を担当するプロジェクト法務局のみならず、コンサルティングを行うキュレーション局の生産性に影響が及びます。この両立が重要な課題であると認識しています。

プロジェクト法務局は、審査項目を見直す際にキュレーション局をはじめとする関連部署全体の業務フローを検討し、定型化・システム化が可能な部分についてはフォーマットの運用や開発本部との連携により工数の増加を最小限に抑えています。更に、AIを活用することで、審査の効率化に加え、判断基準の標準化による回答の再現性・一貫性の向上にも努めています。引き続き、効率的なプロジェクト審査体制の強化に取り組んでいきます。

④－２　オペレーションシステム開発の強化による効率化

当社は、プロジェクト実行者が利用する各種システムや社内オペレーションシステム等の整備・強化が重要な課題であると認識しています。AI等の技術を積極的に活用することで関連システムを整備・強化し、プロジェクト実行者における利便性向上や自動化機能の拡充を図るとともに社内業務の効率向上を進めていきます。

⑤　サービスシステム開発への投資

当社は、MakuakeのWEB及びアプリサービス並びに各種付随サービスにおける新機能開発やシステム開発が重要な課題であると認識しています。引き続き、展開している全てのサービスにおけるシステム開発への投資を進め、マクアケの生態系拡大を図っていきます。

⑥　集客のための広告投資

当社の更なる成長のためには、展開サービスの認知度向上やブランド力強化が重要な課題であると認識しています。そのため、今後も適切な広告手段を活用した継続的な広告投資を推進し、プロジェクト実行者及びプロジェクトサポーターの獲得に取り組んでいきます。

⑦　メディア力強化及びマッチング力強化

新商品や新サービスに特化したマーケットプレイスであるMakuakeは、新商品や新サービスに関する情報が集まっているメディアとして多くのプロジェクトサポーターやメディア関係者に認識されています。単純にものを買う場所としてではなく、毎日訪れ、楽しむ中で応援購入をしてもらうために、Makuakeのメディア力強化及びマッチング力強化が重要な課題であると認識しています。引き続き、まだ一般流通に出回る前の良質な新商品や新サービスの発掘、掲載を継続し、プロジェクトを通じてMakuakeを訪れたユーザーに良質な情報を提供することでメディア力を強化していきます。同時に、検索機能やレコメンド機能、サイトのUI（ユーザーインターフェイス）及びUX（ユーザーエクスペリエンス）等の機能改善、新機能開発を進め、プロジェクトサポーターの趣味嗜好に合った新商品や新サービスとのマッチング精度を上げていきます。

⑧　エリア展開の強化

現在、当社は東京本社以外に、大阪府、石川県、愛知県、広島県、福岡県及び韓国ソウルに拠点を構えていますが、国内外における事業者へのリーチ及びプロジェクト実行者との連携を強化するために拠点の更なる増設が重要な課題であると認識しています。今後は、国内及び海外に新たな拠点を構え、事業者へのブランド認知向上に注力するとともに掲載プロジェクトの更なる拡大に取り組んでいきます。

⑨　システムの安定性確保

当社はインターネットを通じてサービスを提供しており、システムの安定的な稼働及び何らかの不具合が発生した際の適切な対応が重要であると考えています。今後も事業規模の拡大に応じ適切な開発投資を行い、システムの整備・強化を進め、システムの安定性確保に努めていきます。

⑩　情報管理体制の強化

当社は、個人情報や顧客企業の機密情報を取り扱う事業者として、情報管理を重要な経営課題と位置付けています。生成AIをはじめとする新技術の活用等に対応した社内ガイドラインの整備・運用を進めるとともに、役職員に対する定期的な教育やテスト形式のeラーニングを通じたセキュリティ意識の定着を図っています。また、最新の脅威に即したセキュリティシステムの導入・強化を継続し、全社的な情報管理体制の高度化を推進していきます。

⑪ 内部管理体制の整備

当社の更なる成長のためには、事業の規模やリスクに応じた内部管理体制の強化が重要な課題であると認識しています。今後も事業上のリスクを適切に把握・分析した上で、社内諸規則や各種マニュアルの整備、社内教育の充実等、適正な内部管理体制の整備に取り組んでいきます。

(5) 主要な事業内容（2026年９月30日現在）

事業内容	主な商品
応援購入サービス事業	アタラシイものや体験の応援購入サービス「Makuake」の運営

(6) 主要な拠点等（2026年９月30日現在）

当社	本社：東京都目黒区
	営業所：石川県金沢市
	営業所：愛知県名古屋市
	営業所：大阪府大阪市
	営業所：広島県広島市
	営業所：福岡県福岡市
	営業所：大韓民国ソウル特別市

(7) 従業員の状況（2026年９月30日現在）

従業員数	前事業年度末比増減
158名（5.2名）	6名増（2.2名増）

（注） 従業員数は就業員数であり、パート及び派遣社員等の臨時従業員は、（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しています。

(8) 主要な借入先の状況（2026年９月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2026年９月30日現在)

① 発行可能株式総数　39,000,000株

② 発行済株式の総数　12,768,473株

③ 株主数　8,136名

④ 大株主

株主名	持株数（株）	持株比率（%）
株式会社サイバーエージェント	6,485,000	50.79
中山亮太郎	444,500	3.48
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	347,300	2.72
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	264,272	2.07
木内文昭	256,000	2.00
上田八木短資株式会社	250,000	1.96
KSK ANGEL FUND, LLC	228,100	1.79
株式会社ＳＢＩ証券	220,657	1.73
長谷川佳奈	211,500	1.66
松井証券株式会社	189,200	1.48

(注) 1. 発行済株式の総数は自己株式数227株を除いています。また、株主数は自己名義を除いています。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しています。

(2) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況（2026年９月30日現在）

会社における地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	中山　亮太郎	特命推進室 内部監査室 グロース本部	一般社団法人ベンチャー型事業承継 理事
代表取締役	木内　文昭	プロジェクト推進本部 生態系事業本部 マーケティング本部 コーポレート本部 開発本部	公益社団法人経済同友会 幹事
取締役（非常勤）	中山　豪	—	株式会社サイバーエージェント 取締役 専務執行役員 株式会社リアルゲイト 取締役
社外取締役	勝屋　久	—	勝屋久事務所 代表 株式会社クエステトラ 社外取締役 ビジネス・ブレークスルー大学 客員教授 株式会社アカツキ 社外取締役 福岡県未来ITイニシアティブ理事会 理事 株式会社エーゼログループ 社外取締役
社外取締役 （常勤監査等委員）	芦田　千晶	—	—
社外取締役 （監査等委員）	串田　規明	—	法律事務所スタートライン 代表 株式会社東京通信グループ 社外取締役（監査等委員）
社外取締役 （監査等委員）	大山　陽希	—	大山総合会計事務所 代表 株式会社oy&co. 代表取締役 株式会社ギミック 社外監査役

（注）1. 取締役の勝屋久氏、芦田千晶氏、串田規明氏及び大山陽希氏は、社外取締役です。
2. 監査等委員である取締役の芦田千晶氏及び大山陽希氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。
3. 監査等委員である取締役の串田規明氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しています。
4. 当社は、社外取締役の勝屋久氏、芦田千晶氏、串田規明氏及び大山陽希氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ています。
5. 当社は、常勤役員会等定時のガバナンス体制強化のために、芦田千晶氏を常勤監査等委員に選定しています。

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役との間で、会社法第427条第１項及び定款の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としています。

③　役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の３第１項の規定に基づき保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しています。当該保険契約の被保険者の範囲は、取締役、取締役（監査等委員）、執行役員、会社法上の重要な使用人、社外派遣役員、これらの相続人及び退任役員であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約により被保険者の職務執行に関して責任を負うことまたは当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生じることのある損害（ただし、当該保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）を当該保険契約により填補することとしています。

④　取締役の報酬等

イ．取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

当社は、2025年10月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しています。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けています。

また、取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しています。

当社の取締役の報酬は、金銭報酬（固定報酬としての基本報酬）及び非金銭報酬により構成しています。具体的には、①監査等委員でない取締役のうち社内取締役の報酬は、金銭報酬（固定報酬としての基本報酬）及び非金銭報酬により、②監査等委員でない取締役のうち社外取締役の報酬は、金銭報酬（固定報酬としての基本報酬）及び非金銭報酬により、また、③監査等委員である取締役の報酬については、監督機能を担うその職務に鑑み、金銭報酬（固定報酬としての基本報酬）のみにより、それぞれ構成することとしています。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

ａ．基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、個人の業績指標（KPI）、他社の水準、当社の全体の業績及び従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしています。

b．非金銭報酬等の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

監査等委員でない取締役に対して、中長期的な企業価値の向上を図るインセンティブを与えるため、非金銭報酬等として譲渡制限付株式またはストック・オプションを付与するものとしています。非金銭報酬等については、役位、職責、個人の業績指標（KPI）、他社の水準、当社の全体の業績及び従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案してその支給の有無、額及び数を決定の上、支給するものとしています。

c．金銭報酬の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬としての毎月の固定報酬の支給を原則としつつ、役位、職責、社会情勢等の考慮要素を踏ま

え、非金銭報酬等の割合を決定しています。

d. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

監査等委員でない取締役の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分としています。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該答申の内容を尊重するものとしています。なお、非金銭報酬は、報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議します。

e. その他重要な事項

当社は、報酬諮問委員会を設置しており、報酬諮問委員会は、社外取締役を委員長とし、社外取締役、社内取締役から選任される３名以上の委員で構成され、うち半数以上は社外役員とすることと定めています。報酬諮問委員会は、取締役の報酬等にかかる取締役会の機能の独立性・客観性の確保及び説明責任の強化を目的としています。取締役の報酬を決定するにあたっては、一般株主の利益保護の視点からの意見を多方面から得るため、報酬諮問委員会の答申内容を尊重し、取締役の報酬を決定するものとします。

ロ. 当事業年度にかかる報酬等の総額

区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（名）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	52,740 (4,740)	52,740 (4,740)	— (—)	— (—)	4 (1)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	15,870 (15,870)	15,870 (15,870)	— (—)	— (—)	3 (3)
合計 （うち社外取締役）	68,610 (20,610)	68,610 (20,610)	— (—)	— (—)	7 (4)

（注）1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれていません。
2. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2020年12月10日開催の第８期定時株主総会において、年額20,000万円以内（うち、社外取締役年額1,200万円以内）と決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員でない取締役の員数は７名（うち、社外取締役は２名）です。監査等委員である取締役の報酬限度額は、2025年12月11日開催の第13期定時株主総会において、年額3,000万円以内と決議しています。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は３名です。
3. 取締役会は代表取締役社長中山亮太郎氏に対し、監査等委員でない各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた評価配分の決定を委任しています。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。なお、決定に際しては、半数以上を社外取締役とする任意の報酬諮問委員会における答申の内容を尊重することとしています。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	勝屋　久	勝屋久事務所 代表 株式会社クエステトラ 社外取締役 ビジネス・ブレークスルー大学 客員教授 株式会社アカツキ 社外取締役 福岡県未来ITイニシアティブ理事会 理事 株式会社エーゼログループ 社外取締役	特別の関係はありません。
取締役 (常勤監査等委員)	芦田　千晶	—	—
取締役 (監査等委員)	串田　規明	法律事務所スタートライン 代表 株式会社東京通信グループ 社外取締役（監査等委員）	特別の関係はありません。
取締役 (監査等委員)	大山　陽希	大山総合会計事務所 代表 株式会社oy&co. 代表取締役 株式会社ギミック 社外監査役	特別の関係はありません。

ロ．当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 勝屋　久	当事業年度に開催された取締役会全13回に出席しています。取締役会では主に組織開発や企業文化における知見及び外部での豊富な経験と高い見識・専門性から、積極的に意見を述べており、特に組織の在り方及び従業員エンゲージメントについての専門的な立場から監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会・独立役員会の委員長として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を主導しています。
取締役（常勤監査等委員） 芦田　千晶	当事業年度に開催された取締役会全13回に出席し、また当事業年度に開催された監査等委員会全14回に出席しています。主に財務や会計における知見及び公認会計士としての豊富な経験と高い見識・専門性から積極的に意見を述べており、特に、常勤役員としても、社内の重要な会議に出席し、財務及び会計についての専門的な立場から監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会・独立役員会の構成員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っています。
取締役（監査等委員） 串田　規明	当事業年度に開催された取締役会全13回に出席し、また当事業年度に開催された監査等委員会全14回に出席しています。主にリスクやトラブルにおける知見及び弁護士としての豊富な経験と高い見識・専門性から積極的に意見を述べており、特にリスクマネジメントについての専門的な立場から監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会・独立役員会の構成員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っています。
取締役（監査等委員） 大山　陽希	当事業年度に開催された取締役会全13回に出席し、また当事業年度に開催された監査等委員会全14回に出席しています。主に財務や会計における知見及び公認会計士としての豊富な経験と高い見識・専門性から積極的に意見を述べており、特に決算期における財務及び会計についての専門的な立場から監督、助言等を行う等、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしています。また、指名諮問委員会・報酬諮問委員会・独立役員会の構成員として、当事業年度に開催された委員会に出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っています。

（注）1．上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が３回ありました。

計算書類

貸借対照表（2026年９月30日現在）

（単位：千円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	**8,088,249**
現金及び預金	5,605,592
プロジェクト預り用預金	1,622,520
売掛金	700,380
前払費用	85,680
その他	74,075
固定資産	**705,446**
有形固定資産	**17,396**
建物	21,452
減価償却累計額	△16,199
建物（純額）	5,253
工具、器具及び備品	50,147
減価償却累計額	△38,003
工具、器具及び備品（純額）	12,143
無形固定資産	**521,673**
ソフトウエア	492,799
ソフトウエア仮勘定	28,874
投資その他の資産	**166,375**
敷金及び保証金	18,656
繰延税金資産	154,648
その他	7,867
貸倒引当金	△14,795
資産合計	**8,793,696**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**2,494,585**
未払金	608,024
未払費用	39,731
未払法人税等	98,208
預り金	1,634,333
前受金	12,464
その他	101,822
固定負債	**79,720**
退職給付引当金	636
勤続インセンティブ引当金	79,084
負債合計	**2,574,306**
純資産の部	
株主資本	**6,180,640**
資本金	**3,140,879**
資本剰余金	**1,834,435**
資本準備金	1,834,435
利益剰余金	**1,206,017**
その他利益剰余金	1,206,017
繰越利益剰余金	1,206,017
自己株式	**△692**
新株予約権	**38,750**
純資産合計	**6,219,390**
負債・純資産合計	**8,793,696**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

損益計算書（2025年10月１日から2026年９月30日まで）

（単位：千円）

科目	金額
売上高	**5,944,916**
売上原価	**1,650,393**
売上総利益	**4,294,523**
販売費及び一般管理費	**3,412,564**
営業利益	**881,958**
営業外収益	**6,441**
受取利息	14
受取配当金	20
為替差益	1,317
助成金収入	3,300
ポイント還元収入	945
その他	843
営業外費用	**78**
支払利息	78
その他	0
経常利益	**888,322**
特別損失	**50,790**
減損損失	50,790
税引前当期純利益	**837,531**
法人税、住民税及び事業税	97,748
法人税等調整額	△58,977
当期純利益	**798,760**

（注）　記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年11月5日

株式会社マクアケ
取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　古川真之

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　鈴木覚

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社マクアケの2025年10月1日から2026年9月30日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査等委員会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査等委員会は、2025年10月１日から2026年９月30日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1.　監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第１項第１号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

①　監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③　内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④　事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年11月６日

株式会社マクアケ　監査等委員会

常勤監査等委員（社外取締役）　芦　田　千　晶　㊞

監査等委員（社外取締役）　串　田　規　明　㊞

監査等委員（社外取締役）　大　山　陽　希　㊞

以　上

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区赤坂一丁目８番１号
赤坂インターシティAIR ４階
赤坂インターシティコンファレンス the AIR（2/3）
電話 03－5575－2201

交通

東京メトロ

銀座線 南北線	溜池山王駅	14番出口	より地下通路直結
		9番出口	より徒歩約２分
千代田線 丸ノ内線	国会議事堂前駅	14番出口	より地下通路直結
		9番出口	より徒歩約２分



※専用の駐車場はご用意しておりませんので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

FSC ミックス 紙 | 責任ある森林管理を支えています FSC® C022915 www.fsc.org

VEGETABLE OIL INK

UD FONT

見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。